

訪問型サービス(独自)サービスコード一覧表(令和4年10月1日以降)

宇佐市

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週1回程度の計画で1月に5回を超える場合	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型サービスⅠ・日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		39
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週2回程度の計画で1月に9回を超える場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービスⅡ・日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		77
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 ※週2回を超える程度の計画で1月に13回を超える場合	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービスⅢ・日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		123
A2	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週1回程度の計画で1月に4回まで利用の場合	268	1回につき
A2	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週2回程度の計画で1月に8回まで利用の場合	272	
A2	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2 ※週2回を超える程度の計画で1月に12回まで利用の場合	287	
A2	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2(20分未満) ※1月に22回まで	167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200単位 加算	200
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 加算	100
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算 ※所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位の 137/1000 加算	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位の 100/1000加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算 ※所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位の 24/1000 加算	

色分けルール
・水色⇒新設 ・黄色又は赤字⇒変更 ・灰色⇒廃止